

最近の判例から

(15)

土地購入資金等の融資と特別背任罪

(最高決 平一〇・一一・二五 金商一〇五八一九) 伊藤 隆之

相互銀行の役員らが、土地の購入資金及び開発資金等の融資をするにあたり、担保が大幅に不足し、回収困難に陥るおそれが明らかであり、当該融資の必要性、緊急性が認められず、第三者の利益を図る目的があったとして、特別背任罪の成立を認めた事例（最高裁平成一〇年一月二五日決定 上告棄却 金融・商事判例一〇五八号九頁）。

一 事実の概要

A相互銀行は、昭和五七年十一月、BクラブのC及びDに対する土地売却に当たり、その購入資金、開発資金及び利払資金として八億円を、C及びDに貸し付けた。本件貸付に至る経緯は、次のとおりである。

B（Aと密接な関係にある会社）は、会員制レジャークラブの会員権預り保証金償還対策として、遊休資産を売却して償還資金を捻

出することとし、Y（元検事。Aの監査役、顧問弁護士で、Aに強い発言力を持つ）に協力を依頼した。

Yは、本件物件（神戸市北区の屏風物件）の売却について知人に依頼したところ、Eが購入の意向を示し、C（Eの経営する会社）及びD（Eの知人の経営する会社）が購入する話が具体化した。Eは、売買代金六〇億円の他、開発資金二〇億円、利払資金八億円の融資を受けることを希望した。

しかし、融資の担保は屏風物件があるのみで、Eの希望どおりの融資には担保が大幅に不足し、加えて、C、Dともに業況、資産、信用状態が甚だしく不良で、融資を実行すれば、その回収が困難に陥るおそれがあることは明らかであった。また、Bクラブの償還請求には未だ数カ月の余裕があり、他の方途を採ることも可能であり、本件融資をしてまで

償還資金を確保する必要性、緊急性は存在しなかった。

Aの融資担当役員らは、本件融資について消極意見であったが、Yが融資を実行するほかにいとの意向を示したため、融資実行の意思を固め、Aの社長もこれを了承した。

Yが商法四八六条一項の特別背任罪で起訴された。

第一審（東京地判平成二年三月二六日判時一三五六一六三、判タ七三三―二四二）は、Yを懲役三年六月とした。

控訴審（東京高判平成七年二月二七日東高判刑四六一―一二二―一〇）は、控訴を棄却した。

Yが、上告した。

二 判決の要旨

(1) Yらは、本件融資が、Bに対し、遊休資産化していた土地を売却してその代金を直ちに入手できるようにする等の利益を与え、とともに、C及びDに対し、大幅な担保不足であるのに多額の融資を受けられる利益を与えることを認識しつつ、あえて同融資を行うこととした。

(2) Yらには、本件融資に際し、Bの会員権預り保証金償還資金を確保させることによ

り、Aの利益を図る動機があったとしても、その必要性、緊急性が認められないから、同動機は本件融資の決定的な動機ではなく、本件融資は、主としてB、C、Dの利益を図る目的で行われたものである。

(3) 従って、Yには特別背任罪の図利目的があり、共謀による同罪の成立が認められる。

(4) これと同旨の原判断は正当であり、上告を棄却する。

三 まとめ

特別背任罪の図利加害目的については、図利加害の意欲ないし積極的認容までを要するものではないとするのが、判例である（最高決 昭六三・一一・二二 刑集四二―九―二五―一）。

第三者の利益を図る目的と本人の利益を図る目的とが併存する場合、どうなるか。本件判決は、第三者の利益に関する認識と認容がある場合、本人の利益を図る動機があっても、決定的動機でないときは、第三者図利目的が認められるとした。

マスキミをにぎわした事件でもあり、参考になる点が多いと思われるので、紹介しておく。

最近の判例から

(16)

法人税の収益の計上時期

（東京高判 平一〇・七・一 判タ九八七―一八三）

辺見 博

法人税の課税について、不動産の販売による売上げの計上は、不動産の引渡しがあった日の属する事業年度の益金の額に算入すべきであり、その判断は、諸事情を考慮し、現実の支配が移転した時期をもって行うべきであるとした事例（東京高裁 平成一〇年七月一日 確定 判例タイムズ九八七号一八三頁）。

一 事案の概要

業者Xは、昭和六二年九月一日、本件土地建物を、買主Aに、代金五五億円で売り渡し同日手付金五億円、一日中間金一〇億円を受領して、九月一日以降租税公課、危険負担及び賃貸料収入、維持管理費負担をAに移転した。

残代金四〇億円は、XのB住専からの借入金四〇億円をAが代位弁済する方法で、昭和六三年六月三〇日AがBに預金小切手を交付

し、翌七月一日決済された。なお、Xの帳簿上、本件土地建物の譲渡の日は、七月七日とされている。

Xは、昭和六三年六月份（昭和六二年七月から昭和六三年六月までの事業年度）の法人税の申告にあたり、本件売上げは平成元年六月份の収益であるとして、計上しなかったところ、Y税務署長は、本件土地建物は昭和六二年九月に引渡しがあり、本件売上は昭和六三年六月份の収益となるとして、課税処分を行った。

Xは、本件土地建物の引渡しは昭和六三年七月一日であるとして、Yに対し、処分の取消しを求めた。

二 判決の要旨

第一審（東京地判 平九・一〇・二七判タ九八七―一八五）は、次のような判決を下した。